

監査公表第 12 号（令和 2 年 5 月 15 日、県公報第 102 号登載）

本庁定期監査の結果に基づく措置通知（令和元年度）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した本庁定期監査の結果（令和元年 11 月 11 日 1 監総第 216 号）に基づき、教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 2 年 5 月 15 日

福 岡 県 監 査 委 員	藤 山 泰 三
同	行 正 晴 實
同	世 利 洋 介
同	長 裕 海

2 教財第 78 号
令和 2 年 4 月 17 日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三 様
同	行 正 晴 實 様
同	世 利 洋 介 様
同	長 裕 海 様

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

令和元年 11 月 11 日 1 監総第 216 号の監査結果の報告に基づき講じた措置について、
別紙のとおり通知します。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育庁	<p>地域改善奨学資金貸付金償還金の収入未済額が、前年度に比べて32,472,374円減少しているが、依然として多額である。</p>	<p>地域改善奨学資金貸付金償還金の債権回収については、文書や電話による督促をはじめ、以下の取組を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 奨学金相談員及び課職員による、滞納者への戸別訪問を実施し、個々に応じた返還計画の提案や指導及び免除・猶予制度の周知徹底を行うとともに、訪問時不在だった者に対しては、続けて電話督促を実施するなど、返還の再開及び継続的な返還が行われるよう督促を行っている。 2 奨学金返還督促強調月間を設定し、8月と翌年2月には、担当者だけでなく、担当者が所属する係全員で電話督促を行っている。 また、これまで戸別訪問で面接が出来なかった滞納者を中心に、訪問時間帯を夕方・夜間へ変更した戸別訪問を行っている。 3 長期滞納者に対しては、改めて状況を認識させ、返還を意識付けさせるため、債務承認書を送付し、戸別訪問による回収を行うとともに、返還の督促及び返還計画の提案を行っている。 4 県外に居住している高額滞納者に対しては、重点的に職員による訪問を実施している。 <p>これらの取組により、収入未済額が減少しているため、今後も継続して取り組んでいくとともに、より効果的な取組を検討するなど、収入未済の解消に向け債権の回収に努めることとする。</p>